

環境基本条例では、市、市民及び事業者が環境資源を利用する行為等を行う場合に、良好な環境の保全及び創造のためにそれぞれが配慮すべき事項を示すものとして、環境配慮指針を定めています。

この環境配慮指針は、環境に影響を及ぼす開発行為や社会経済活動等に対して、環境に配慮すべき事項を明らかにすることによって、市はもとより、市民及び事業者に各種の事業や行動における環境配慮を要請するもので、地域別環境配慮指針、主体別環境配慮指針、事業別環境配慮指針から構成されています。

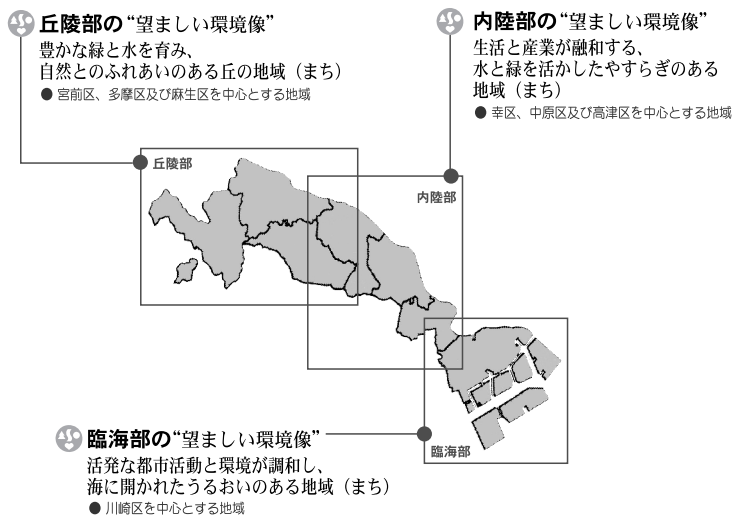
■ 地域別環境配慮指針

地域別環境配慮指針は、地域環境の現状と課題を整理し、全市の「望ましい環境像」を地域から実現するため、地域特性や環境資源の状況を考慮して、地域別のめざすべき望ましい環境像を明らかにし、その実現に向けて、環境に配慮すべき事項を例示しています。

地域別環境配慮指針は、地域環境の保全のための施策展開に当たっての基本となるとともに、事業者や市民にも環境配慮を要請する役割を担っています。

地域区分については、自然的かつ社会的条件を考慮して、次のとおり、臨海部、内陸部、丘陵部の三地域に区分します。

なお、主な環境配慮事項の例については、川崎市環境基本計画（2002年10月改訂版）を御覧ください。



地域ごとに取り組むべき課題

臨海部	内陸部	丘陵部
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車公害対策の一層の強化、特に三行道路等の高濃度地区における環境改善対策の実施 ○ 大気汚染及び化学物質による環境汚染の未然防止 ○ うるおいとやすらぎを与え、ヒートアイランド現象の緩和策の一つとしての身近な緑や親しみやすい水辺の創出・保全 ○ 美しい景観形成や歴史的文化的遺産の活用による快適なまちづくりの推進 ○ 産業活動、商業活動に伴うエネルギー消費の抑制、廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進 ○ 産業活動を通じた地球環境問題解決のあめの国際協力の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大気汚染、先端技術産業に係る環境対策の推進 ○ 住宅地開発や商業・業務地区形成における環境配慮の推進 ○ 豊かな水辺や斜面緑地、農地の保全・活用 ○ 生活者と事業者の協働による快適なまちづくりの推進 ○ 産業活動、日常生活に伴うエネルギー消費の抑制、廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進 ○ 環境配慮型製品の研究・開発・生産の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用しやすい公共交通体系の整備と利用の促進 ○ 恵まれた水辺の親水化と生物生息空間の創出 ○ 農業者と住民との協力による農地の保全・活用 ○ 樹林地等の保全、生物多様性の保全 ○ 市民主体の暮らしやすいまちづくりの推進 ○ 住宅地や緑地等における廃棄物対策及びエネルギー対策等の推進

取組状況

川崎市の地形は南北に細長く、生活活動の特徴も地域によって様々です。それぞれの地域特性を活かしながら、利便性や快適性を向上させるとともに、生活に密着した産業の振興等に努める必要があります。そこで、生活行動の領域（生活ゾーン）の自立性を高めながら首都圏に位置していることから、市全体の都市機能を向上させることが都市づくりの大きな課題となっています。

市では、都市計画法に基づき、住民意見を反映しながら、市町村の都市計画に関する基本的な方針である「都市計画マスタープラン」の策定に向けた取り組みを進めています。この都市計画マスタープランでは、「かわさき緑の30プラン」や「都市景観形成基本計画」等他の分野別基本計画や既決定、進行中の計画や事業と調整を図りながら、概ね20年後の将来像を描きます。

全体構想については、1998年に素案を公表し、現在各区ごとに市民参加のもと、区別構想の策定に向けた取組を進めています。2005年度に「基本構想（川崎再生フロンティアプラン）」に即して全体構想と7区の区別構想を決定する予定です。各区の取組の状況は次のとおりです。

区別構想策定に向けた取組状況

区別構想名	取組状況
川崎区構想	2000年 9月に区民提案が取りまとめられました。
宮前区構想	2001年 9月に区民提案が取りまとめられました。
中原区構想	2002年11月に区民提案が取りまとめられました。
麻生区構想	2004年 4月に区民提案が取りまとめられました。
高津区構想	2004年10月に区民提案が取りまとめられました。
多摩区構想	2005年 2月に区民提案が取りまとめられました。
幸区構想	2005年 4月に区民提案が取りまとめられました。

今後の都市計画マスタープランの策定過程において、地域別環境配慮指針との調整を図ります。

■ 主体別環境配慮指針

主体別環境配慮指針は、市、市民及び事業者が環境基本条例に掲げる責務のもと、望ましい環境像の実現に向けて、自らの行動や生活を通じ、それぞれの立場で環境に配慮すべき事項を明らかにするもので、市の環境配慮指針、市民の環境配慮指針、事業者の環境配慮指針から構成されています。

市の環境配慮指針

市の環境配慮指針は、市が環境にやさしい事業や活動を展開することを目的に、職員の行動や施策事業等の行政活動における環境配慮事項の例を示しています。

具体的な環境配慮事項の例は、環境基本計画を御覧ください。

取組状況

● エコオフィス計画による取組

市では、市が率先して計画的、体系的に環境保全活動を推進することを目的に、1999年から「川崎市役所環境管理システム（エコオフィス計画）」を実施してきました。

2001年4月からは、温室効果ガス排出削減目標等を新たに盛り込んだ第2次エコオフィ

ス計画をスタートし、引き続き環境負荷の低減に向けた取組を実施しています。

第2次エコオフィス計画では、1999年度を基準年度として設定し、2005年度を達成年度とした温室効果ガス排出抑制に向けた目標及び環境負荷低減に向けた目標をそれぞれ掲げ、毎年度対象組織による環境負荷低減の取組を各種報告書としてとりまとめ、公表しています。

この計画に基づく2004年度の取組結果の概要は次のとおりです。

項目	内容
実施期間	2003年4月～2004年3月
対象組織	27局区 284課
行動目標	<p>[温室効果ガス排出量]</p> <ul style="list-style-type: none"> 2005年度の温室効果ガス（当面、二酸化炭素を対象）の総排出量を1999年度に対し約6%削減する。 <p>[エネルギー・資源の消費]</p> <ul style="list-style-type: none"> 2005年度までに1㎡当たりの電気・ガス・上水使用量を1999年度に対し10%削減する。 2005年度までに、公用車の燃料使用量を1999年度に対し5%削減する。 <p>[紙類の使用]</p> <ul style="list-style-type: none"> PPC用紙（コピー用紙）の使用量をお前年度より抑制する。 2005年度において、職員一人当たりの用紙使用量をを1999年度に対し増加させない。 <p>[廃棄物の排出・リサイクル]</p> <ul style="list-style-type: none"> 2005年度までに、廃棄物排出量を1999年度に対し10%削減する。
組織結果	<p>[温室効果ガス排出量]</p> <ul style="list-style-type: none"> 1999年度との比較では、削減対象である二酸化炭素については、0.9%の増加となっています。その他の温室効果ガスについては、メタンが15.3%の増、一酸化二窒素が4.3%の減、ハイドロフルオロカーボンが49.2%の増となっています。また、上記4種類の温室効果ガス排出量全体では、1999年度と比較して、1.0%の増となっています。 <p>[エネルギー・資源の消費]</p> <ul style="list-style-type: none"> 1999年度との比較では、電気使用量が10.1%の増加、上水使用量が5.1%の減少、ガス使用量が14.1%の減少となりました。 公用車の燃料使用量（ガソリン・軽油）は、1999年度に比べ0.2%減少しました。 <p>[紙類の使用]</p> <ul style="list-style-type: none"> 2004年度におけるコピー用紙の実使用枚数は約3,591万枚。これに対して2003年度における実使用枚数は約3,217万枚であり、374万枚余り（11.7%）の増加となっています。 用紙使用量については、用紙全体で11.4%の増加、職員一人当たり使用量で9.4%増加しています。 <p>[廃棄物の排出・リサイクル]</p> <ul style="list-style-type: none"> 2004年度の廃棄物排出量（本庁部分）は364.9トンで、1999年度の366.9トンと比較して約0.5%減少しています。

● グリーン購入推進方針による取組

庁内におけるグリーン購入の一層の推進を目的として、グリーン購入法に規定される川崎市の調達方針「平成14年度川崎市グリーン購入推進方針」を2002年7月に策定し、14分野154品目を対象品目として指定しました。平成16年度は対象分野、品目を16分野203品目に拡大した「平成16年度川崎市グリーン購入推進方針」を策定し、グリーン購入を推進しました。

● 行政活動における取組

各分野別の事務事業がより環境に配慮され、環境にやさしいものとするための環境への配慮に関する取り組みは次のとおりです。

部門	環境配慮の内容
総務・管理部門	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎の紙ごみの回収量は244.21トンで、前年度に比べて約2.2%の減少となりました。 本庁舎、第2、第3庁舎では、冷房温度を28度、暖房温度を20度に設定し、冷暖房の適温化につとめています。 庁内環境管理システム・エコオフィス計画を市役所の本庁舎と区役所を対象に、1999年4月から実施しています。2001年4月からは、環境局の全事業所を対象に加えるとともに、温室効果ガスの排出削減目標等を新たに盛り込んだ第2次計画を実施し、環境に配慮した取組を推進しています。 階層別研修等に、環境に関するプログラムを取り入れています。

部門	環境配慮の内容
市民生活部門	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に定める所定期間内に引き取りのない自転車のうち1,905台を登録業者へ売却処分し、再利用の促進を図りました。 ・違法立看板を解体して新材として加工し、八ヶ岳少年自然の家でキャンプファイヤー等の燃料として使用しました。 ・ごみ収集車等の廃棄物関係車両468台のうち、収集及び運搬車438台の後輪に再生タイヤを使用しました。また、購入したタイヤ2,369本のうち、再生タイヤは1,369本（約58%）となっています。
都市施設部門	<ul style="list-style-type: none"> ・建設発生土は、下水道及び水道工事の管廻りの埋め戻し材として44,262㎡（土質改良プラント）を再生利用したほか、本市及び他都市の港湾埋立に用いる用材として搬出しました。 ・道路工事等において発生するアスファルトコンクリート塊、及びコンクリート塊をアスファルト合材及び路盤材として再生しました。この再生材を新たな工事に使用したところ、全使用量に占める再生材の割合は、アスファルト合材85.5%、路盤材100%となり、有効に再生利用することができました。
産業育成部門	<ul style="list-style-type: none"> ・中央卸売市場において発生する廃発泡スチロールは、減容処理する処理機により再利用を図っています（平成16年度年間処理量は、北部市場697トン、南部市場81トン）。 ・北部市場では、生ごみの一部を2001年3月に導入した処理機により、年間115トンを処理し、肥料の原料として有効利用しています。
教育部門	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食から出るゼリー等の空き容器については、納入業者に回収を義務付けています。 ・2005年度に土橋小学校、川中島中学校に太陽光発電システムを導入する予定です。
公共企業部門	<ul style="list-style-type: none"> ・下水汚泥の焼却灰全量のセメント原料化を行い、有効利用をしました。 ・浄水処理で発生した汚泥を1998年度から、一部セメント骨材として資源の有効利用を図っています。（2004年度有効利用率82%） ・市バス車両333両の内、328両の後輪に更生タイヤを使用しました。購入タイヤは648本で、そのうち更生タイヤは209本（32.3%）です。

●区役所における取組

各区役所における環境への配慮の取組は、次のとおりです。

区役所	取組の内容
川崎区役所	<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かな川崎区をめざして、緑を育むまちづくりや環境美化の活動を住民と区役所の協働で進めることにより、区民の緑化・美化意識の高揚に努めています。
幸区役所	<ul style="list-style-type: none"> ・区民祭等のイベント開催では、ごみの分別収集等を実施するとともに、区内美化活動を通じて環境保全への意識の啓発に努めています。 ・魅力ある区づくり事業により、区内の花クラブと小中学生の協働で街路への花の植栽美化に努めています。
中原区役所	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回、管理職による地域清掃活動を実施しています。 ・管内の事務連絡はできるだけ徒歩又は自転車を利用してしています。 ・クリーン・グリーンなかはらキャンペーンとして、花いっぱい教室や区内美化活動（違反屋外広告物除去収集・清掃活動など）を実施し、環境への配慮に努めています。 ・魅力ある区づくり推進事業として、花クラブ実行委員会による区内への植栽活動を行っています。また、庁舎に生け花を展示し美化に努めています。 ・地域課題として中丸子緑道の整備に取組み、緑化推進を図ります。
高津区役所	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内からでるごみの分別・減量化に努め、通知等は回覧や掲示板、イントラ等を活用しています。 ・事務用品等の管理を徹底し、不要な在庫・購入の削減を図るとともに再利用（リサイクル）を推進するなど、省エネルギー対策に向けた取組項目を庁内に通知しています。
宮前区役所	<ul style="list-style-type: none"> ・区民祭・区内美化活動等のイベントを通じて、資源の再利用や環境保全に対する意識啓発に努めています。 ・宮前ガーデニングクラブ等、区内街路の植栽美化活動をしている区民組織と協力しています。
多摩区役所	<ul style="list-style-type: none"> ・総合庁舎では、発電機から電力と熱を同時に取り出すコ・ジェネレーションシステムを採用し、省エネルギーを推進しています。また、水の有効利用と防災対策として雨水と井戸水を利用する中水道設備を設けています。 ・庁内から排出される廃棄物の分別・減量化に努め、リサイクルを推進しています。 ・区民祭や魅力ある区づくり推進事業を通じて、環境保全意識の啓発に努めています。

区役所	取組の内容
麻生区役所	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の玄関・広場等に花を植え庁舎の美化に努めています。 ・区役所庁舎屋上及び広場に太陽光発電装置を設置し、庁舎の必要電力の一部をまかない、この設備を活用した見学会や講演会、小学校を対象とした出前授業等、自然エネルギーの活用促進に向け、様々な啓発活動を行っています。 ・道水路用地に植栽を行うことにより、不法投棄防止及び美化推進に努めています。

市民の環境配慮指針

市民の環境配慮指針は、市民が日常の生活行動において期待される役割と具体的な環境配慮事項を示しています。具体的な環境配慮事項は、環境基本計画を御覧ください。

取組状況

●市民部会の取組

2004年度にかわさき地球温暖化対策推進協議会・市民部会で行った環境配慮の取組状況の概要は、次のとおりです。

市民の環境配慮の取組事例

主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地元商店街と協働したマイバック持参の取組を推進 ・小学校児童向けの「エコポイントカード」実施・市民レベルで省エネを推進する「省エネチャレンジ」を実施。2005年1月現在396世帯が参加 ・2004年11月に東高根森林公園において学習会「太陽と遊ぼう！」を開催 ・踏み切り待ちアイドリングストップ体験活動の実施
--------	--

環境にやさしいライフスタイルの確立に向けて、この環境配慮指針に基づいて市民が環境に配慮した行動を実践し、自らが点検・評価できる仕組みについて、今後検討を進める予定です。

事業者の環境配慮指針

事業者の環境配慮指針は、事業者が事業を実施するに当たって、環境面から配慮すべき事項を示すものです。各業種に共通する配慮事項と、主要な業種の事業活動における配慮事項に分けて配慮事項の例を示しています。具体的な配慮事項の例は、環境基本計画を御覧ください。

取組状況

●事業者部会の取組

2004年度にかわさき地球温暖化対策推進協議会・事業者部会が行った取組状況の概要は、次のとおりです。

事業者の取組状況

主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○第7回川崎市地球環境フォーラムへの参加 平成17年1月24日川崎市産業振興会館開催された第7回川崎市地球環境フォーラムに、事業者部会から6企業・団体が参加し、事業者の環境配慮の取組を発表・展示しました。 ○アンケートの実施 市内315事業所を対象に、地球温暖化防止に関する取組の実践状況を調査するアンケートを実施しました。
--------	---

●条例による取組

公害防止等生活環境の保全に関する条例では、環境への負荷の低減に向けた事業者の自主的な取組を促すため、次の制度を定めています。

- ・環境行動事業所：環境管理システムを確立し、環境報告書を公表等している事業所を「環境行動事業所」として認定する制度。環境行動事業所に認定された事業所は、環境負荷低減行動計画の提出等の手続きが免除されます。
- ・環境負荷低減行動計画の策定等：使用熱量や排水量等が一定規模以上の事業所に対して、自らの責任において環境への負荷を低減するため、事業所の事業内容、形態等に応じ、環境への負荷の低減を図る「環境負荷低減行動計画」を策定し、市への提出を求める制度

これらの制度による取組状況は、次のとおりです。

環境負荷低減行動計画の提出対象事業所数	71
環境行動事業所認定事業所数	22 (内行動計画提出対象事業所数18)
環境負荷低減行動計画の提出事業所数	54 (内行動計画提出対象事業所数53)

●市内事業所のISO14001認証取得状況（取得年月順）

(単位：件)

年度	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
年度計	1	3	11	11	31	24	24	35	55	41
累計	1	4	15	26	57	81	105	140	195	236

※1 出典：(財)日本規格協会(環境管理規格審議委員会事務局)、環境ISO自治体ネットワーク(NEILA)、ISO14001神奈川県内の認証取得状況 調べ

※2 2004年3月末現在

■事業別環境配慮指針

事業別環境配慮指針は、事業の特性や計画の熟度、環境特性に応じて適切な環境配慮を担保するため、原則として、すべての開発事業や施設整備を行ううえで、広域的、複合的な影響を含めて、事業の実施に伴う環境への影響を未然に防止するとともに、良好な生活環境を創造するよう、環境に配慮すべき事項の例を示しています。

事業を実施する者は、事業の基本構想、基本計画、実施計画及び実施の各段階において、事業や地域の特性に応じて、この指針に示す環境への配慮事項や環境関連施策(指針、計画等)を組み込むことにより、適切な環境配慮を行う必要があります。

具体的な環境配慮事項の例は、環境基本計画を御覧ください。

取組状況

2002年10月に改訂した環境基本計画を関係部局に配布し、見直しを行った事業別環境配慮指針の周知に努めています。